**○関東地方整備局告示第二百三十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十八号 | 横浜市戸塚区小雀町字殿ケ谷一三〇〇番七地先から同市戸塚区小雀町字殿ケ谷一三二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年十一月二日

**○関東地方整備局告示第二百三十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 六号 | 石岡市石岡字市川東六五八八番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年十一月二日

**○近畿地方整備局告示第百二十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 野洲市小篠原字小女六八五一番一から栗東市大橋一丁目五六二番一まで | 前 A | 一〇・七六～二七・一四（メートル） | 四・八〇四（キロメートル） | 上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。 |
| | 前 B | 四八・〇八～一九一・三〇 | 〇・八四四 | |
| | 前 C | 一八・八九～一四八・一五 | 三・八一二 | |
| | 後 A | 一〇・七六～二七・一四 | 四・八〇四 | |
| | 後 B | 一八・八九～一九一・三〇 | 四・六五六 | |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百二十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 和歌山県東牟婁郡串本町串本二六八番二から同県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七七七番一まで | 前 A | 七・〇〇～九二・五〇（メートル） | 二五・五一〇（キロメートル） | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 前 B | 一〇・五〇～一六一・一八 | 一九・七六〇 | |
| | 後 A | 七・〇〇～九二・五〇 | 二五・五一〇 | |
| | 後 B | 一〇・〇〇～一六八・七五 | 一九・五二一 | |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百二十三号**

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

(二) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字露之谷口一〇六七番一から同町江住字丸嶋一二〇一番一まで | 前 | 二〇・三四～一六七・四六（メートル） | 〇・二八七（キロメートル） | |
| | 後 | 一六・四二～一五七・四六 | 〇・二八七 | |

(三) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

# 官庁報告

## 官庁事項

**人事院公示第29号**

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年11月２日

人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1　（略） | 1　（略） |
| 2　委任する権限及び所掌事務 | 2　委任する権限及び所掌事務 |
| 一～十九　（略） | 一～十九　（略） |
| 二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項 | 二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項 |
| (1)　第２条第28号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。 | (1)　第２条第27号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。 |
| (2)～(7)　（略） | (2)～(7)　（略） |
| 二十一～二十四　（略） | 二十一～二十四　（略） |
| 3・4　（略） | 3・4　（略） |

2　この決定による改正は、令和８年11月２日から効力を発生する。